

公立大学法人会津大学不正行為調査委員会設置要綱

(平成27年3月31日制定)

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程（以下、「不正防止規程」という。）に基づき、研究活動における不正行為の事実を調査するため、公立大学法人会津大学不正行為調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、不正防止規程のとおりである。

(組織)

第3条 調査委員会は、次に掲げる者によって組織する。なお、自らが通報等の内容に係る者を構成員とすることはできない。

- 一 副理事長
- 二 調査の対象となった教職員等が属する部門等の研究倫理教育責任者
- 三 調査の対象となった教職員等が属する部門等の長
- 四 外部有識者 委員総数の半数以上
- 五 その他最高管理責任者が指名する者

2 最高管理責任者は、必要に応じ、次に掲げる者に対して、オブザーバーとして委員会への出席を求めることができる。

- 一 総務・財務担当理事
- 二 大学担当次長
- 三 短期大学担当次長
- 四 総務予算課長
- 五 企画連携課長
- 六 短期大学事務室長
- 七 その他最高管理責任者が指名する者

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長1名と副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、副理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、研究倫理教育責任者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集及び会議)

第5条 調査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め又は意見を聴くことができる。

(議決)

第6条 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。